

## ○藤沢市公衆浴場設備整備費補助金交付要綱

制定 昭和60年1月21日告示第106号

最終改正 令和2年4月1日告示第369号

### (趣旨)

第1条 市長は、公衆浴場設備の整備を促進することにより公衆衛生の向上を図り、市民の利便に資するため、公衆浴場における設備の整備事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象とする者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて市内において公衆浴場を営む者（新たに営業する者を含む。）であって、次の要件を備えているものとする。

- (1) 入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で徴収して営業していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 次の各号に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第3号から第5号に規定する者。
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に該当する者があるもの。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助対象限度額、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、附帯事業については、当該設備の整備に直接要する経費に限り算入できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、この補助金の対象としない。

- (1) 補助対象事業費の合計額が20万円未満の事業
  - (2) 公衆浴場法その他関係法令に違反又は違反するおそれのある事業
  - (3) 公衆浴場の敷地以外の場所に設置する設備等に係る事業
- 3 補助事業に係る経費のうち消費税及び地方消費税は、この補助金の対象としない。
- 4 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### (補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 暴力団排除に関する誓約書及び同意書(第3号様式)
- (3) 公衆浴場営業許可証明書の写し
- (4) 市税に係る納税証明書
- (5) 設備整備工事設計図書
- (6) 設備整備工事見積書

#### (補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付の決定を受けた者が、第2条第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (事業の計画変更)

第6条 前条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けた者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第5

号様式)、変更収支予算書(第6号様式)等を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

#### (補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、事業の完了後とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

#### (事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届兼事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第9号様式)
- (2) 領収書の写しその他の設備整備費用の支払いを証する書類
- (3) 工事の完成写真

#### (財産処分の制限)

第9条 規則第11条に規定する処分の制限を受ける財産の種類及び耐用年数は別表のとおりとする。

#### (備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、交付年度の翌年度から起算して5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公衆浴場設備整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表(第3条、第9条関係)

補助対象事業		補助対象限度額(千円)	補助率	補助限度額(千円)	処分制限期間(年)
区分	名称				
1 内装設備整備	(1)浴室、脱衣室等整備 (1-(2)から1-(7)を除く)	3,000	1/3 以内	1,000	8
	(2)冷暖房設備 (扇風機、ストーブを除く)				8
	(3)タイル貼替え整備				6
	(4)建具				6
	(5)ロッカー				6
	(6)塗装				3
	(7)洗濯機、乾燥機 (コインランドリー用に限る)				5
2 外装設備整備	(1)煙突	3,000	1/3 以内	1,000	8
	(2)アングル				8
	(3)塀及び建物の外部整備 (塗装を除く)				8
	(4)屋根(塗装を除く)				8
	(5)塗装				3
3 給水湯設備整備	(1)配管	3,000	1/3 以内	1,000	8
	(2)貯湯槽				6
	(3)水槽				6
	(4)揚水ポンプ				6
	(5)滅菌機				6
	(6)循環ろ過機				6
	(7)調節箱				6
	(8)温水器				3
	(9)温度調節機				6
	(10)バーナー				6
	(11)内釜				3
	(12)外釜				3
	(13)おかん				3



第2号様式（第4条関係）

## 収支予算書

（収入の部）

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

（支出の部）

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

第3号様式（第4条関係）

暴力団排除に関する誓約書

藤沢市公衆浴場設備整備費補助金交付申請に当たり、藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号。以下「条例」という。）を遵守し暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、次の事項について誓約します。

1. 私たちは暴力団（条例第2条第2号に規定するもの）、暴力団員（条例第2条第3号に規定するもの）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定するもの）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に規定するもの）ではありません。
2. 補助金を受けようとする事業は暴力団の利益になる事業ではありません。
3. 藤沢市公衆浴場設備整備費補助金交付要綱第2条第2項の規定に該当するときは、補助金が不交付決定となることを了承します。また、交付決定後にその事実が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求められることに異議はありません。

同意書

前述の事由を確認する必要がある場合には、申請書の記載内容のほか申請に係わる情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

なお、このことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

申請人 所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印







第6号様式（第6条関係）

## 変更収支予算書

（収入の部）

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

（支出の部）

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		





第9号様式（第8条関係）

## 収支決算書

（収入の部）

区 分	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	増 減 (円)	摘 要
合 計				

（支出の部）

区 分	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	増 減 (円)	摘 要
合 計				